

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るとは、は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇告示 教育職員の免許状の授与
◇公安告示 道路交通法による聴聞会の開催

告示

鳥取県告示第四百六十八号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第五條及び教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百四十八号）第一條第一項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、教育職員免許法第八條第一項の規定により告示する。

昭和三十九年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類	番 号	氏 名	本籍地
幼稚園助教諭 免許状	昭三九幼助 第二号	岡野タケ子	鳥取県
高等学校教諭 級普通免許状	第一普 第一号	大旗 正紀	

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第五百五号）第四百四條第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和三十九年八月四日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 鳥取地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十九年八月二十日 午後一時から

鳥取市吉方 鳥取警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

(1) 岩美郡岩美町大字白地五三

(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)
日野郡日野町下菅二九八	西伯郡伯仙町榎万一七七の二	米子市立町一丁一一	米子市福市八八四	境港市新屋町二、八九二	米子市灘町三丁目一四九	米子市道笑町二丁目五二	境港市大正町一一三
自動車運転者 安達 豊	自動車運転者 吉本 薫	自動車運転者 原田 米次	自動車運転者 来海 正人	自動車運転者 安田 義夫	自動車運転者 若槻 光昭	自動車運転者 渡辺 秀夫	自動車運転者 森本 勝寿

(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)
岩美郡岩美町大字蒲生一、〇八二	八頭郡河原町大字牛戸一九八	東伯郡関金町大字関金宿一九三二	倉吉市大谷四八六の一	倉吉市大谷四八六の一	鳥取市吉方二二六の一	鳥取市立川町四丁目五二	鳥取市松原九一
自動車運転者 谷口 忠藏	自動車運転者 谷口 政夫	自動車運転者 山田 久	自動車運転者 前田 寿美男	自動車運転者 竹内 稔	自動車運転者 森下 幸盛	自動車運転者 浜川 義高	自動車運転者 森本 頼一

(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)
岩美郡岩美町大字蒲生一、〇八二	八頭郡河原町大字牛戸一九八	東伯郡関金町大字関金宿一九三二	倉吉市大谷四八六の一	倉吉市大谷四八六の一	鳥取市吉方二二六の一	鳥取市立川町四丁目五二	鳥取市松原九一	気高郡気高町大字富吉一八四
自動車運転者 福島 安夫	自動車運転者 平尾 幸一	自動車運転者 木下 徹	自動車運転者 村上 古志夫	自動車運転者 八幡 正二	自動車運転者 小川 春男	自動車運転者 川 春男	自動車運転者 森本 頼一	自動車運転者 森本 勝寿

二 米子地区

1 聴聞の期日及び場所
昭和三十九年八月二十七日 午後一時から
米子市万能町 米子警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

(1) 米子市角盤町四丁目九〇
自動車運転者 小川 春男

(2) 米子市八幡六六八
自動車運転者 八幡 正二

(3) 西伯郡淀江町大字中間六一五
自動車運転者 村上 古志夫

(4) 西伯郡大山町坊領五〇八
自動車運転者 木下 徹

(5) 米子市八幡一九六の一
自動車運転者 平尾 幸一

(6) 米子市車尾七八九
自動車運転者 福島 安夫